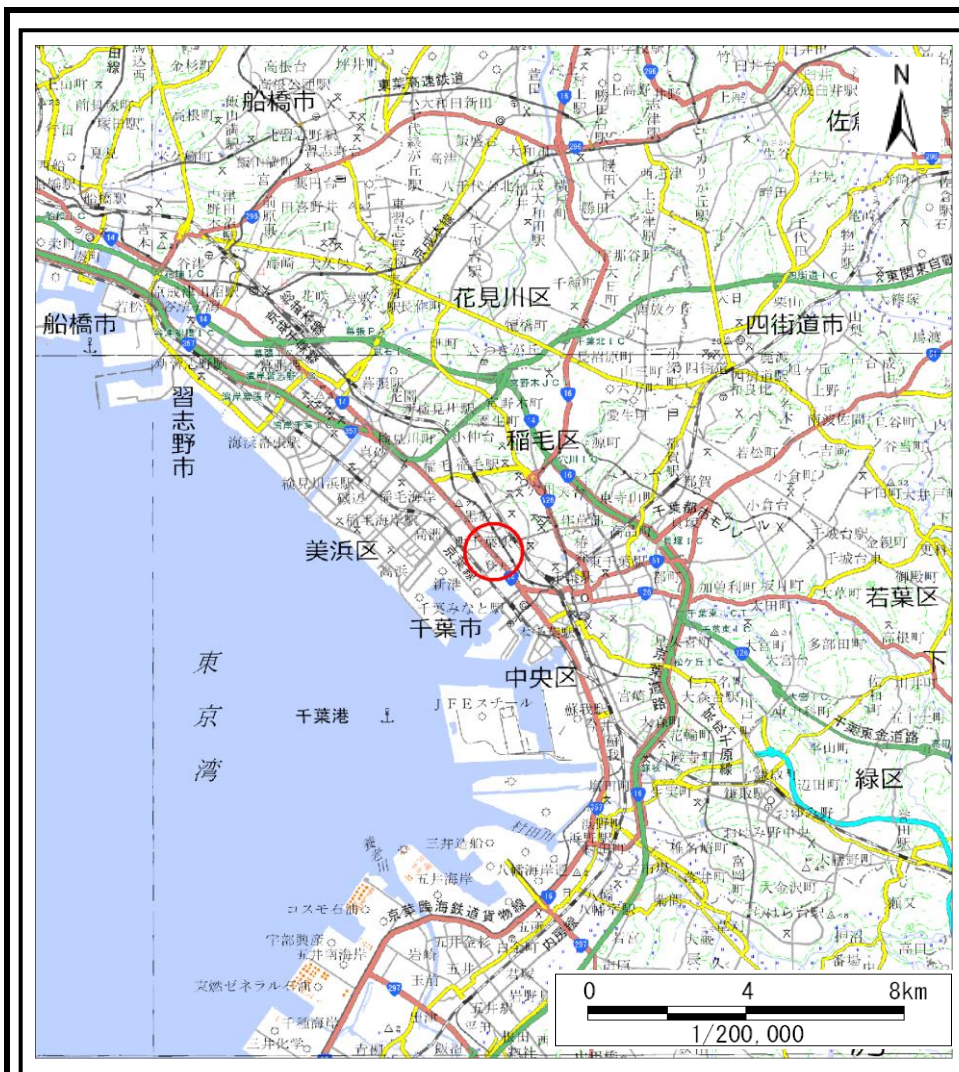
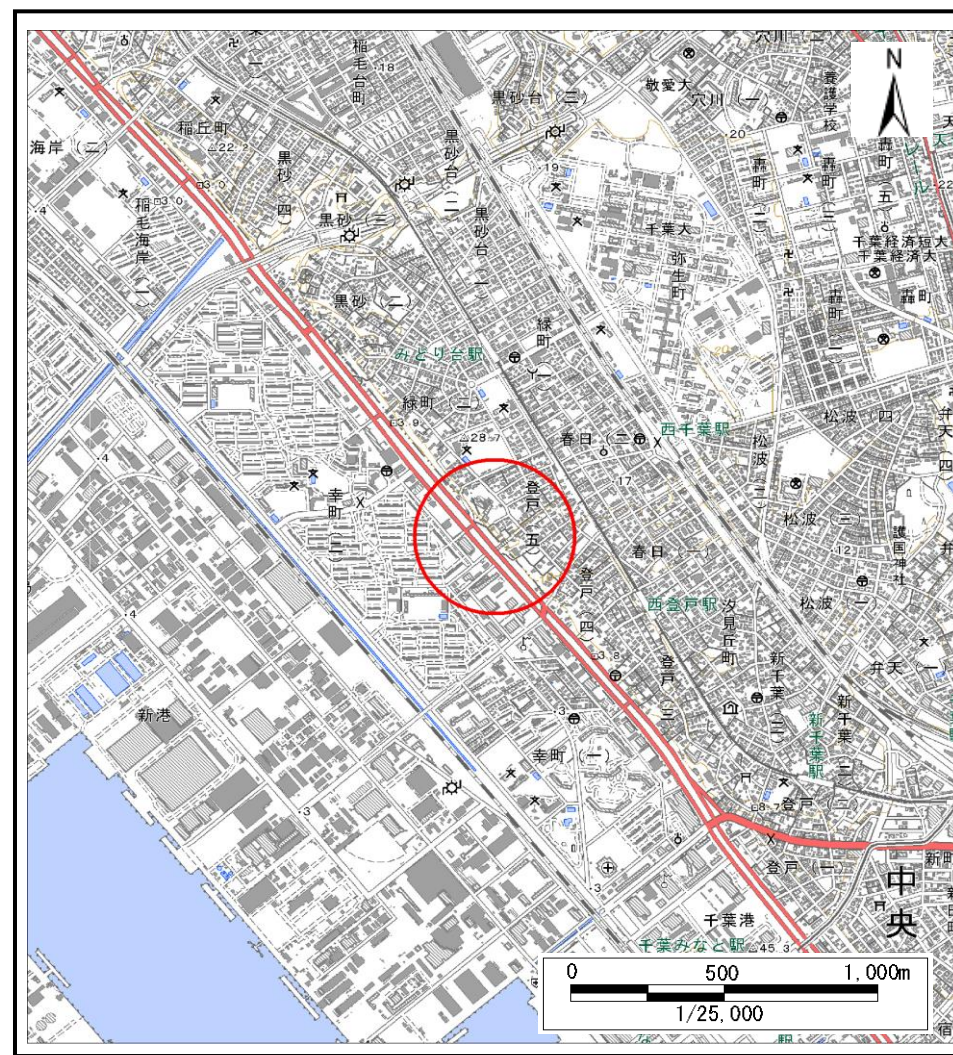


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式1)



(1/200,000)

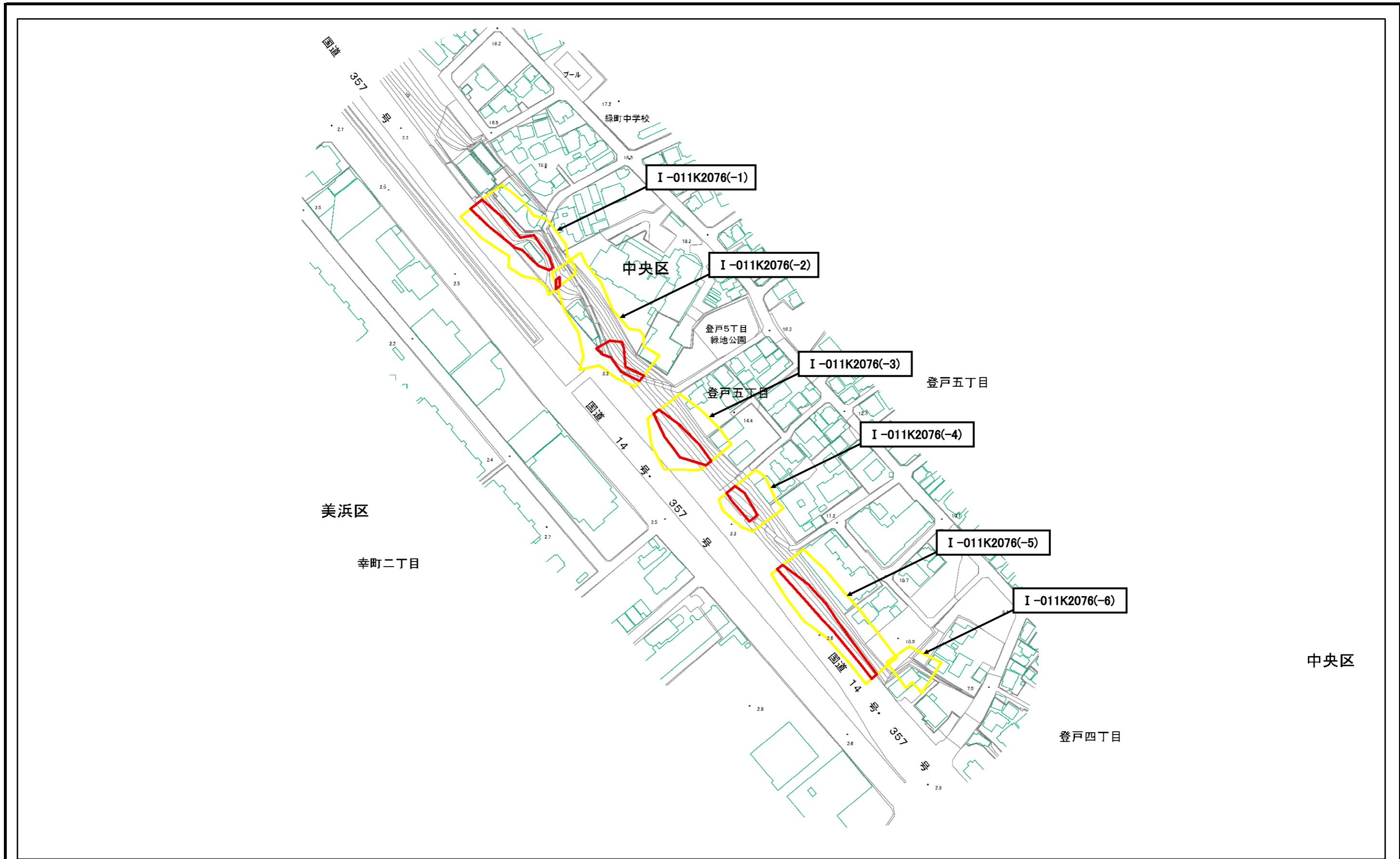


(1/25,000)

様式1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-011K2076
箇所名	登戸2
所在地	千葉市中央区登戸5丁目、稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

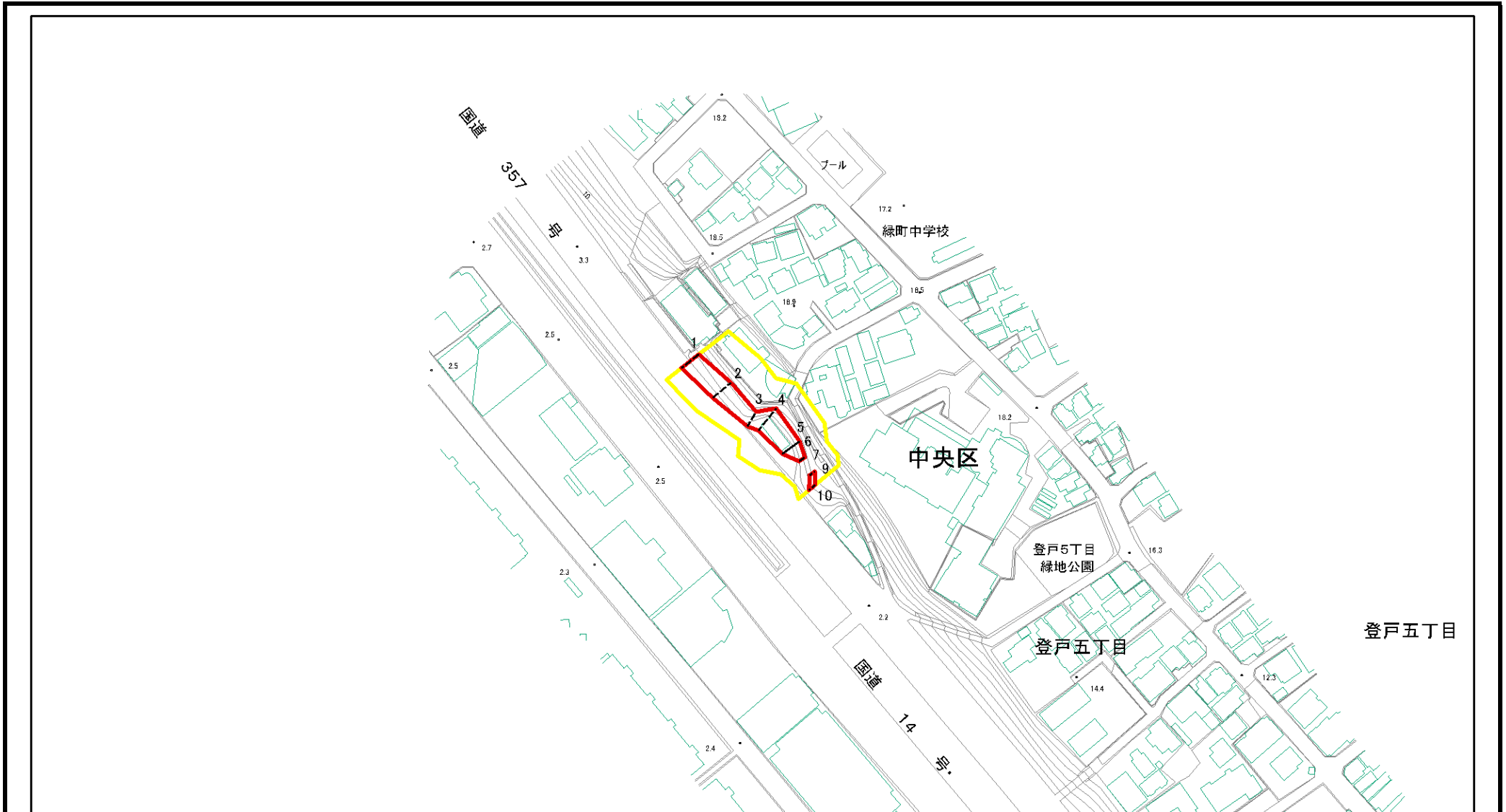
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 116」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」



0 25 50 100 m

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目	
	それ以外の区域							

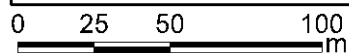
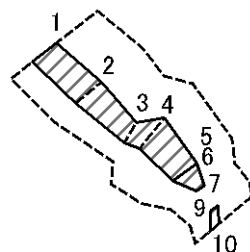
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目
		それ以外の区域						

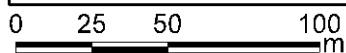
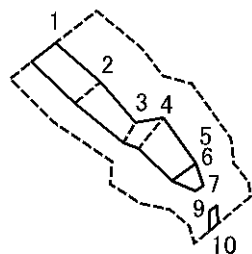
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:移動>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

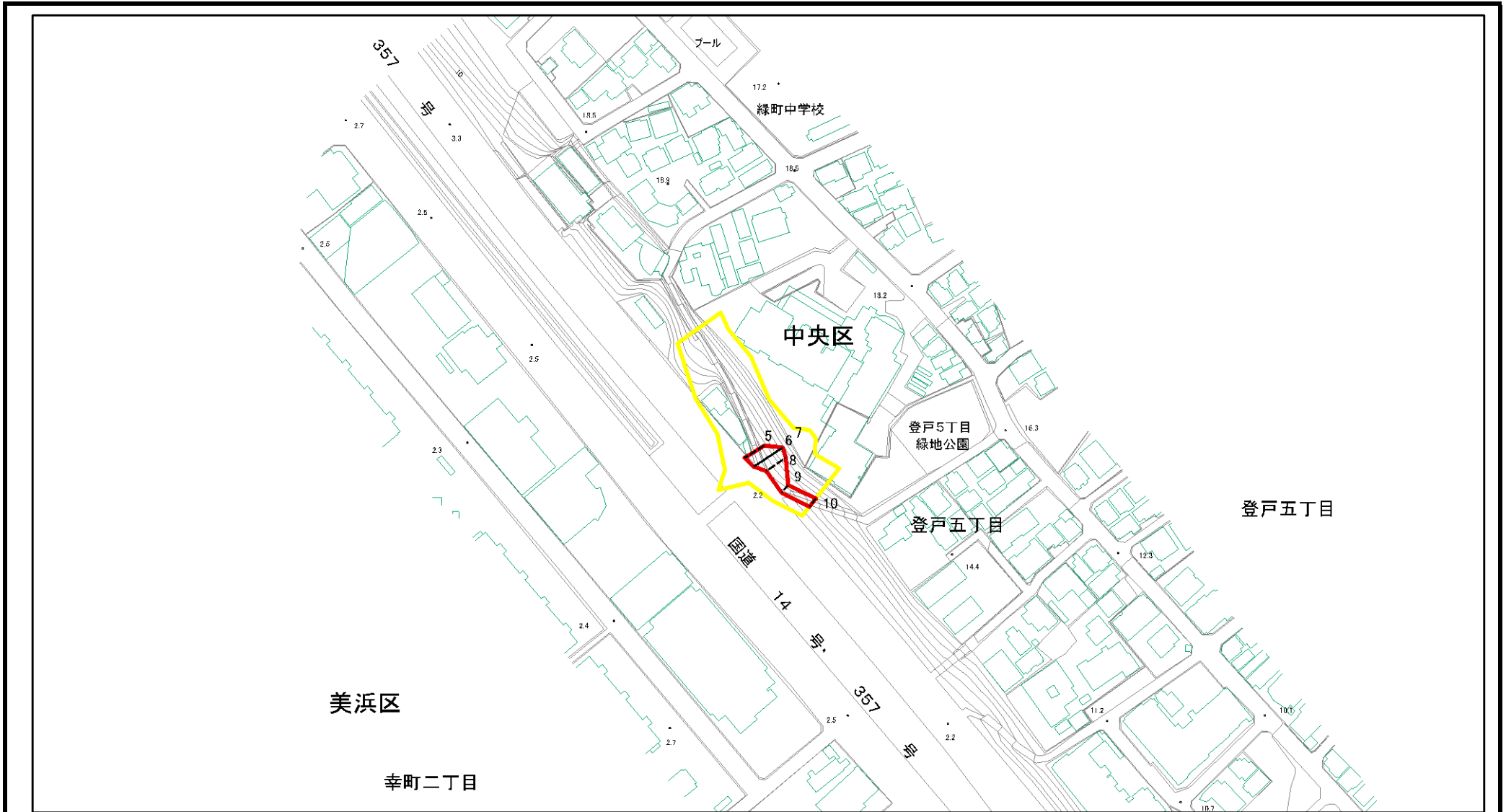
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	82.69	1.00	-	-	8.90	1.66									
2 ~ 3	-	-	82.69	1.00	-	-	8.70	1.63									
3 ~ 4	-	-	92.82	1.00	-	-	13.65	2.55									
4 ~ 5	-	-	92.82	1.00	-	-	13.65	2.55									
6 ~ 7	-	-	77.28	1.00	-	-	13.73	2.56									
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-									
9 ~ 10	-	-	46.07	1.00	-	-	13.01	2.43									

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-1)
	告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
	告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

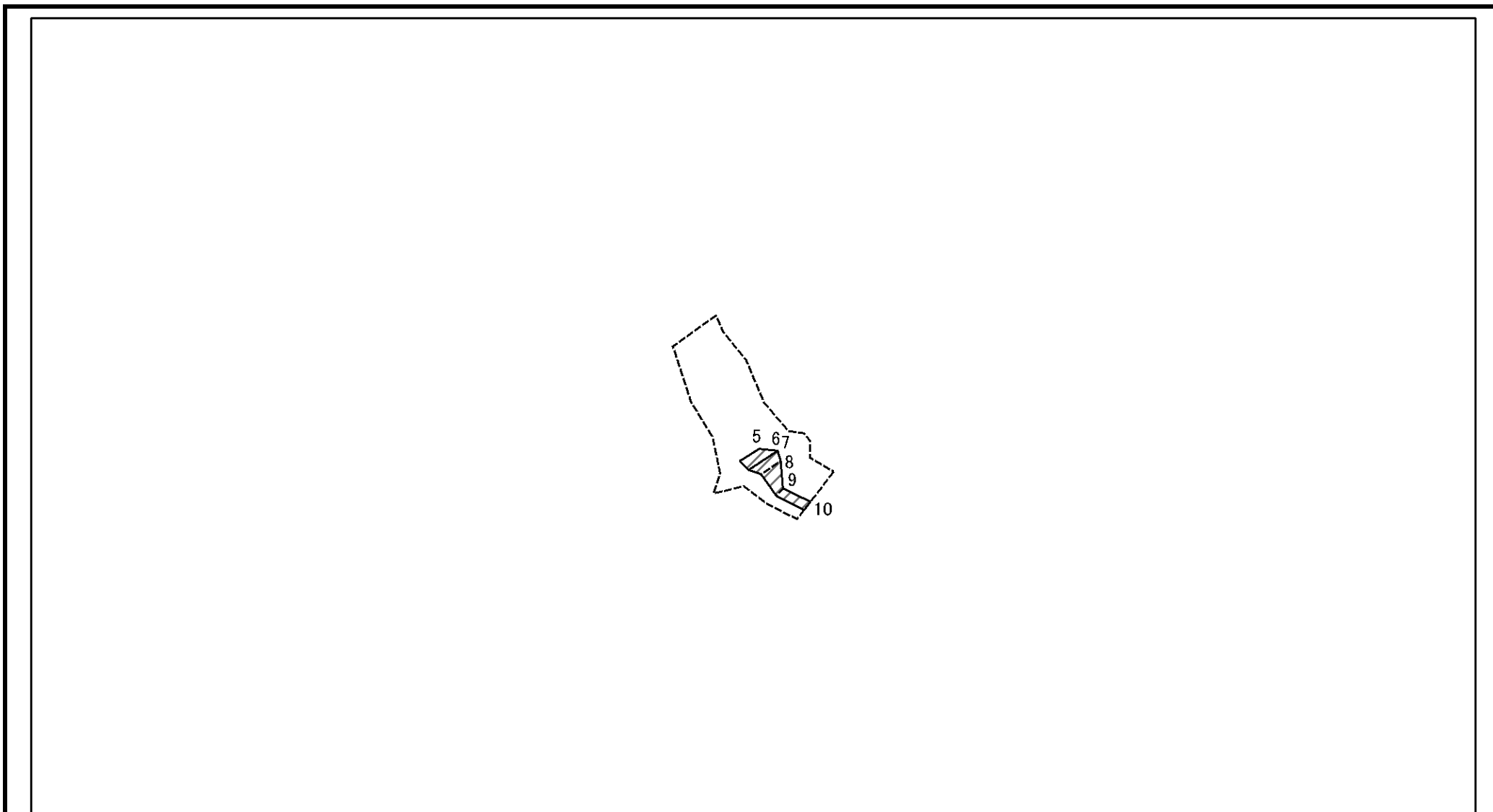
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-2)	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2	
	それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目	

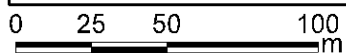
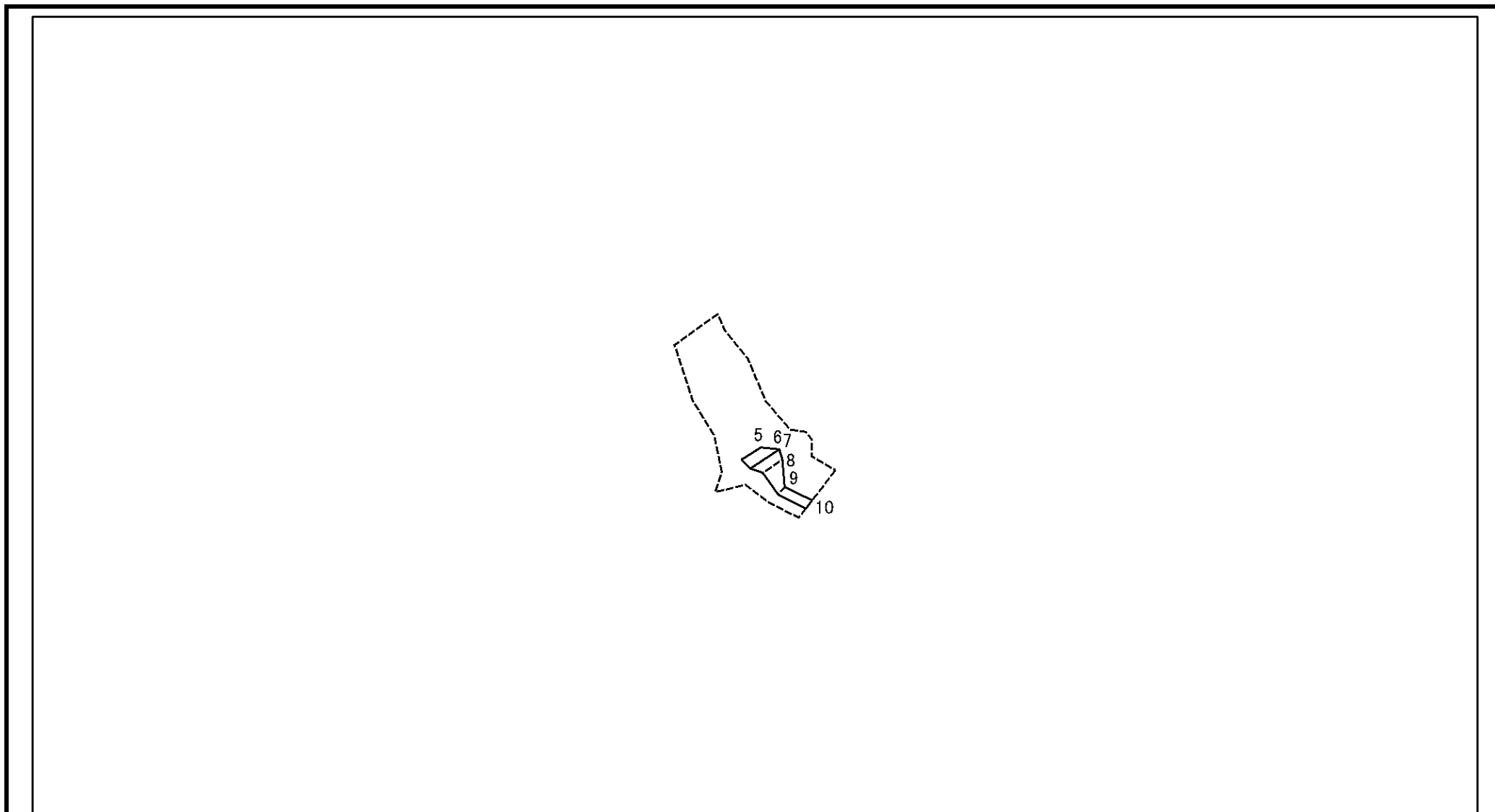
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:移動>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-2)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
	それ以外の区域				告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

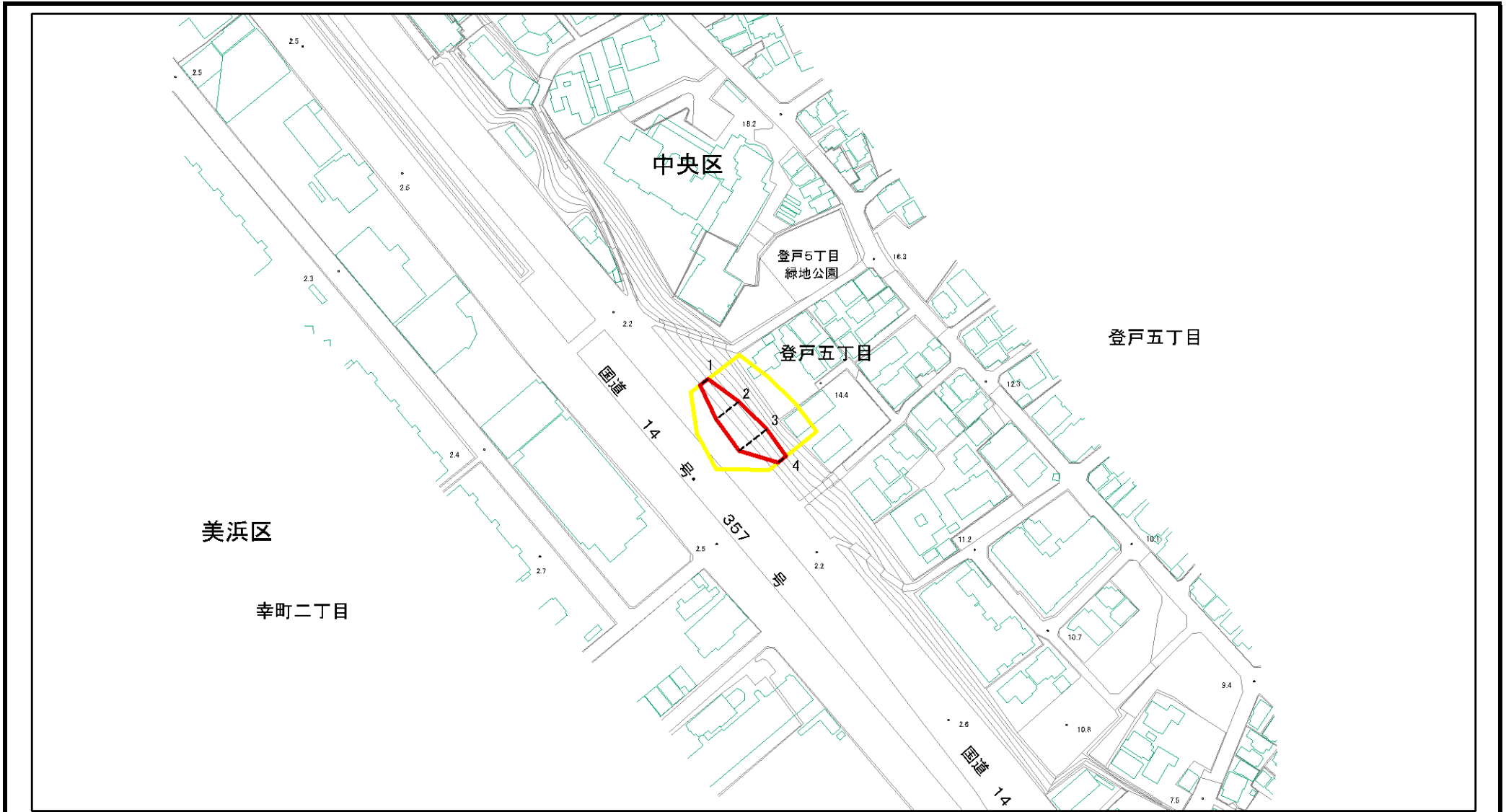
様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-2)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	-									
2 ~ 3	-	-	-	-	-	-	-	-									
3 ~ 4	-	-	-	-	-	-	-	-									
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	-									
5 ~ 6	-	-	100.00	1.00	-	-	13.71	2.56									
7 ~ 8	-	-	100.00	1.00	-	-	13.71	2.56									
8 ~ 9	-	-	85.18	1.00	-	-	9.34	1.75									
9 ~ 10	-	-	59.22	1.00	-	-	8.75	1.63									

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-2)
	告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
	告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

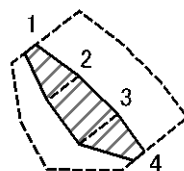
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-3)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		土砂等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目
	それ以外の区域							

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石などの移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)
<力区分:移動>

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止
法施行令第三
条の基準に該
当する区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域



それ以外の区域



縮尺
1:2,500

自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-011K2076(-3)

告示番号

千葉県告示第160号
千葉県告示第162号

箇所名

登戸2

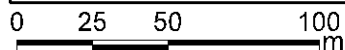
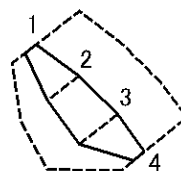
告示年月日

令和6年3月15日

所在地

千葉市中央区登戸5丁目、
稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

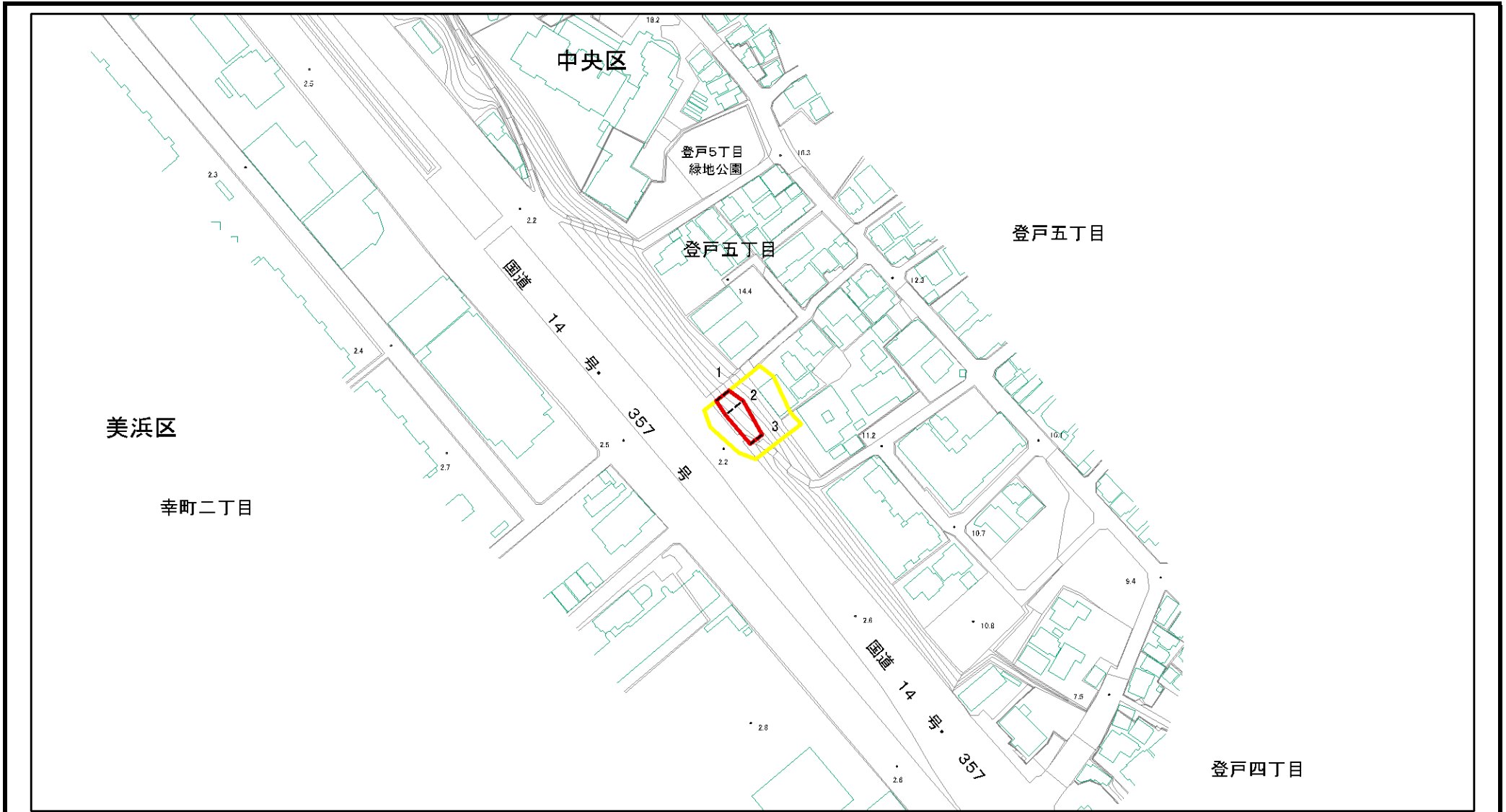
様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-3)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	88.08	1.00	-	-	8.56	1.60									
2 ~ 3	-	-	97.93	1.00	-	-	11.04	2.06									
3 ~ 4	-	-	97.93	1.00	-	-	11.04	2.06									
様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項					自然現象の種類		急傾斜地の崩壊		箇所番号		I-011K2076(-3)						
					告示番号		千葉県告示第160号 千葉県告示第162号		箇所名		登戸2						
					告示年月日		令和6年3月15日		所在地		千葉市中央区登戸5丁目、稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目						

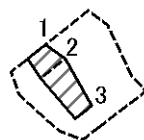
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-4)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		土砂等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目
		それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)

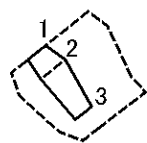
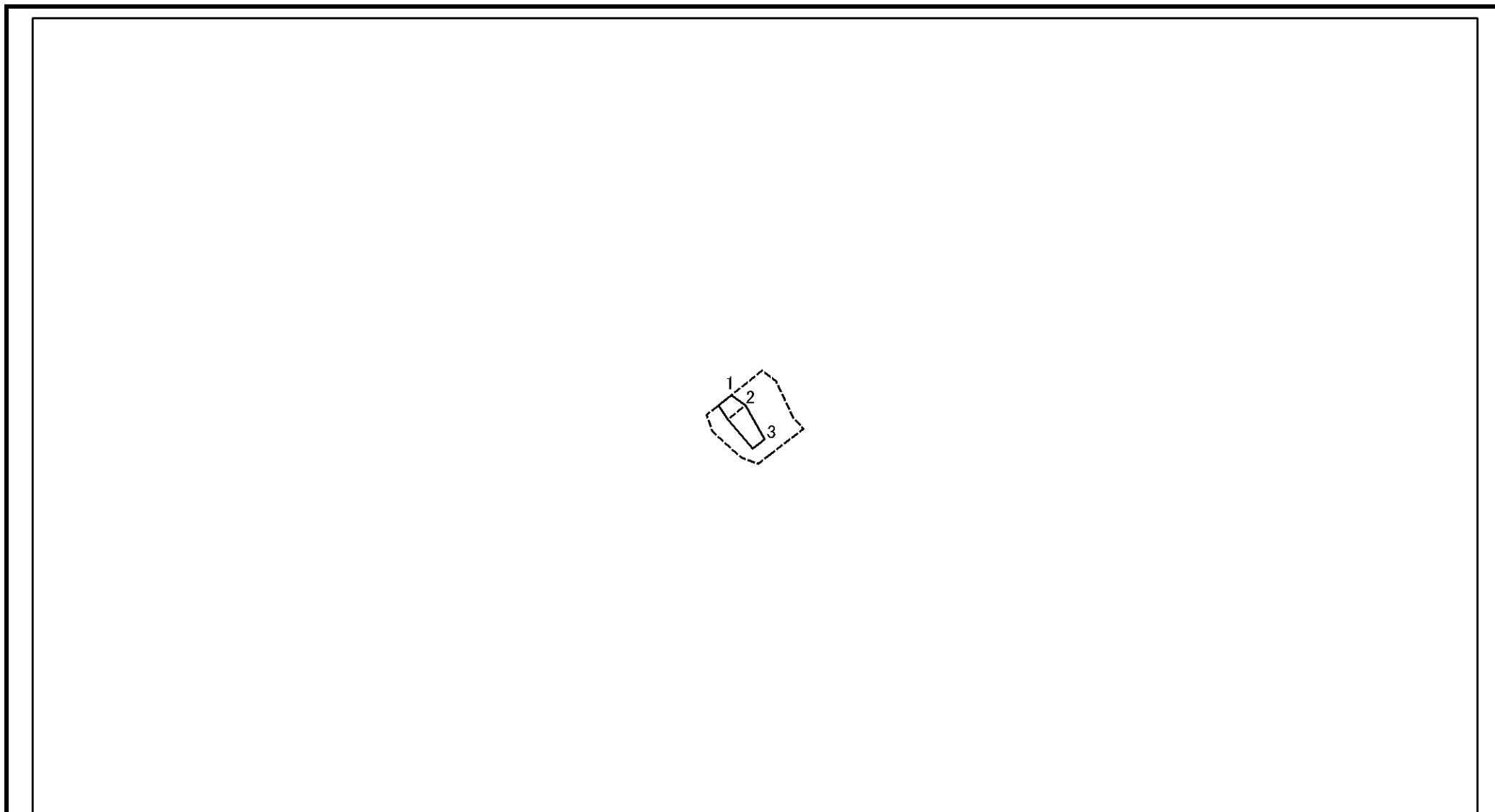


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:移動>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-4)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
	それ以外の区域				告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-4)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

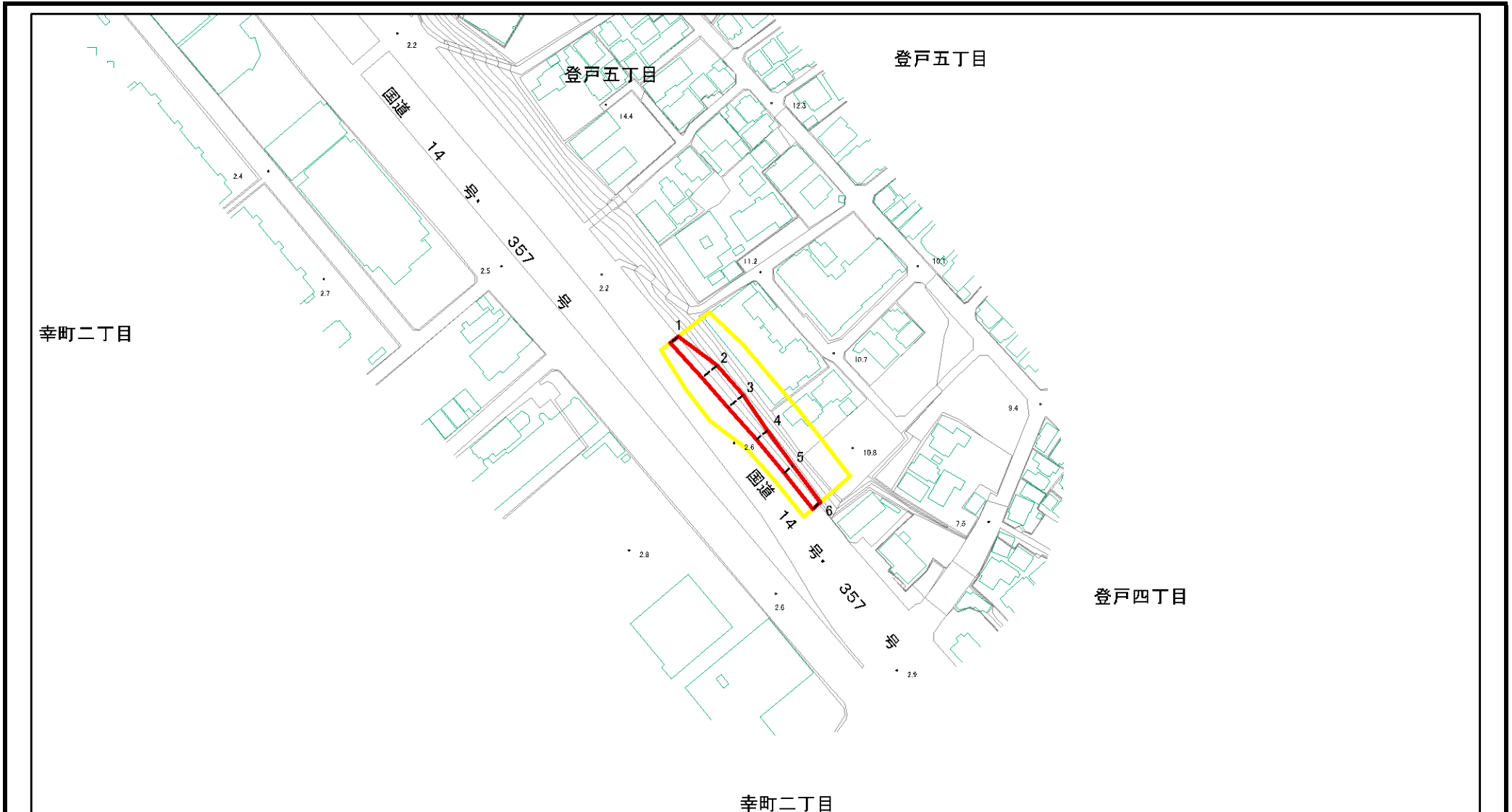
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	78.73	1.00	-	-	8.51	1.59									
2 ~ 3	-	-	78.73	1.00	-	-	9.31	1.74									
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	-									

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-4)
	告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
	告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

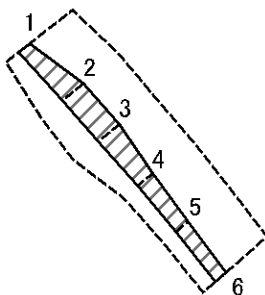
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	箇所番号 I-011K2076(-5)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号 千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名 登戸2
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示年月日 令和6年3月15日	所在地 千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域				

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)

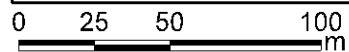
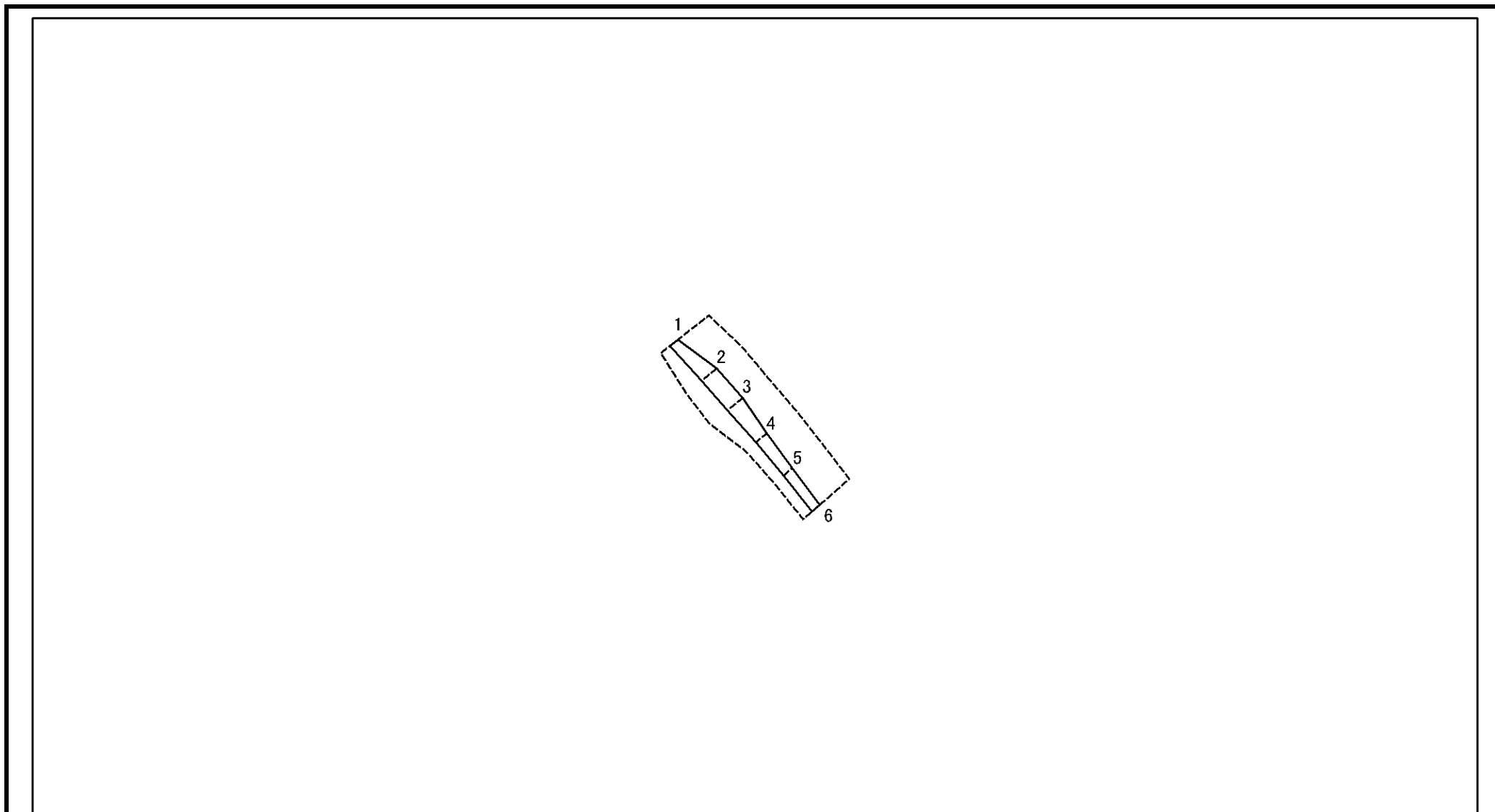


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:移動>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-5)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
	それ以外の区域				告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-5)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

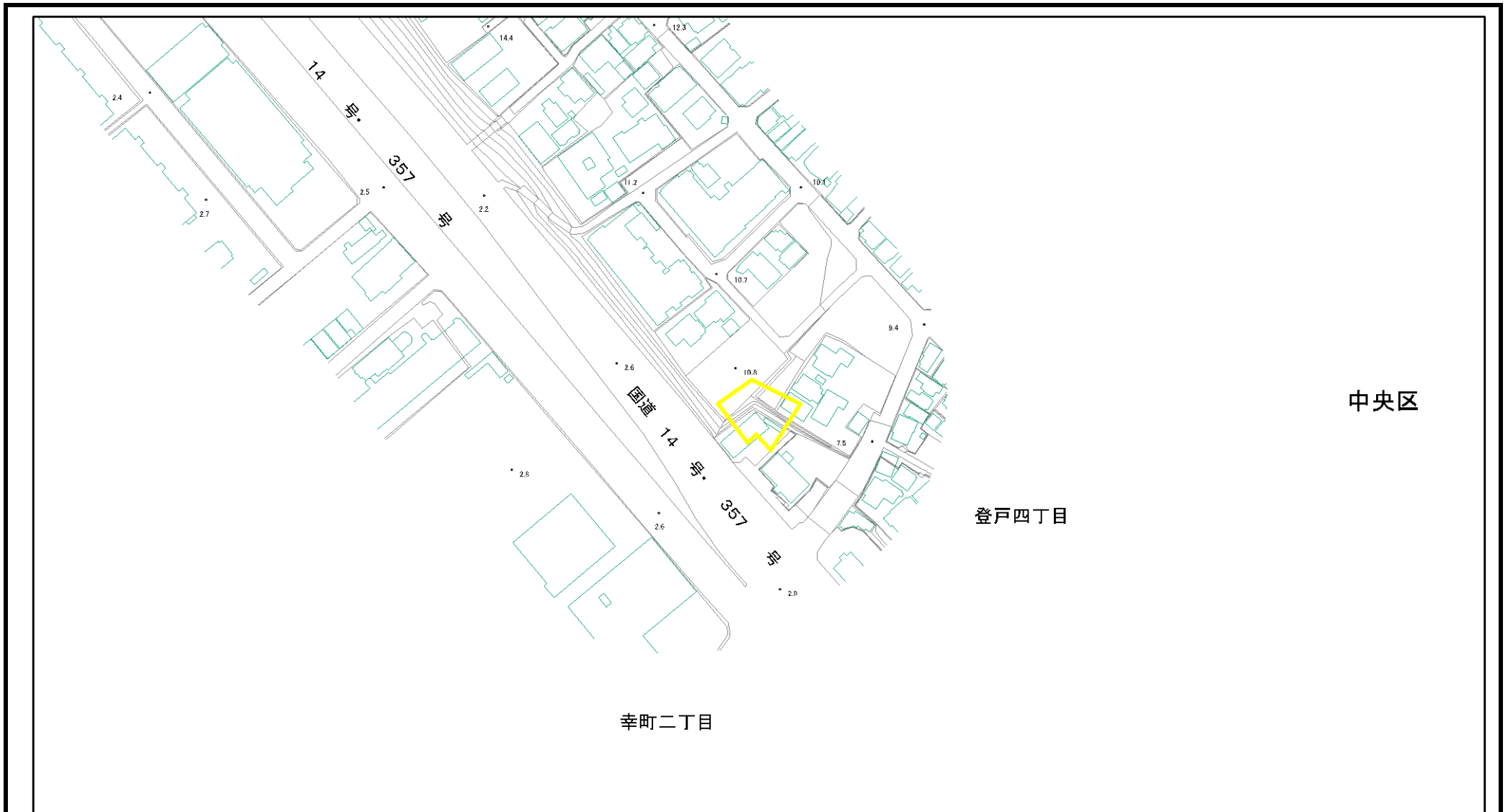
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	76.89	1.00	-	-	10.11	1.89									
2 ~ 3	-	-	77.02	1.00	-	-	10.49	1.96									
3 ~ 4	-	-	77.02	1.00	-	-	10.49	1.96									
4 ~ 5	-	-	66.68	1.00	-	-	9.02	1.68									
5 ~ 6	-	-	60.58	1.00	-	-	8.60	1.61									

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-5)
	告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
	告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

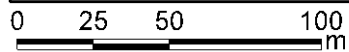
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



中央区

登戸四丁目

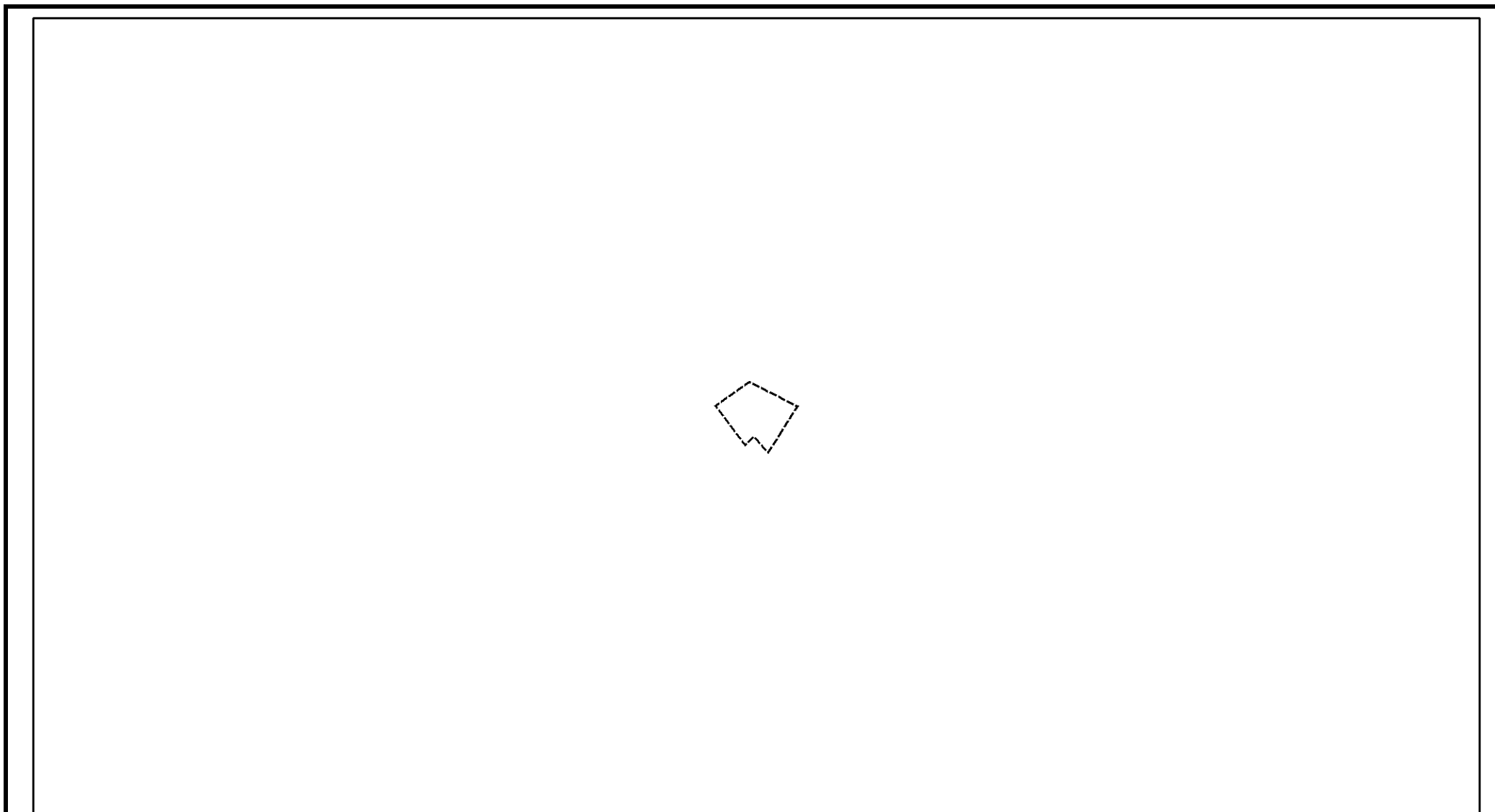
幸町二丁目



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-6)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目
		それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)

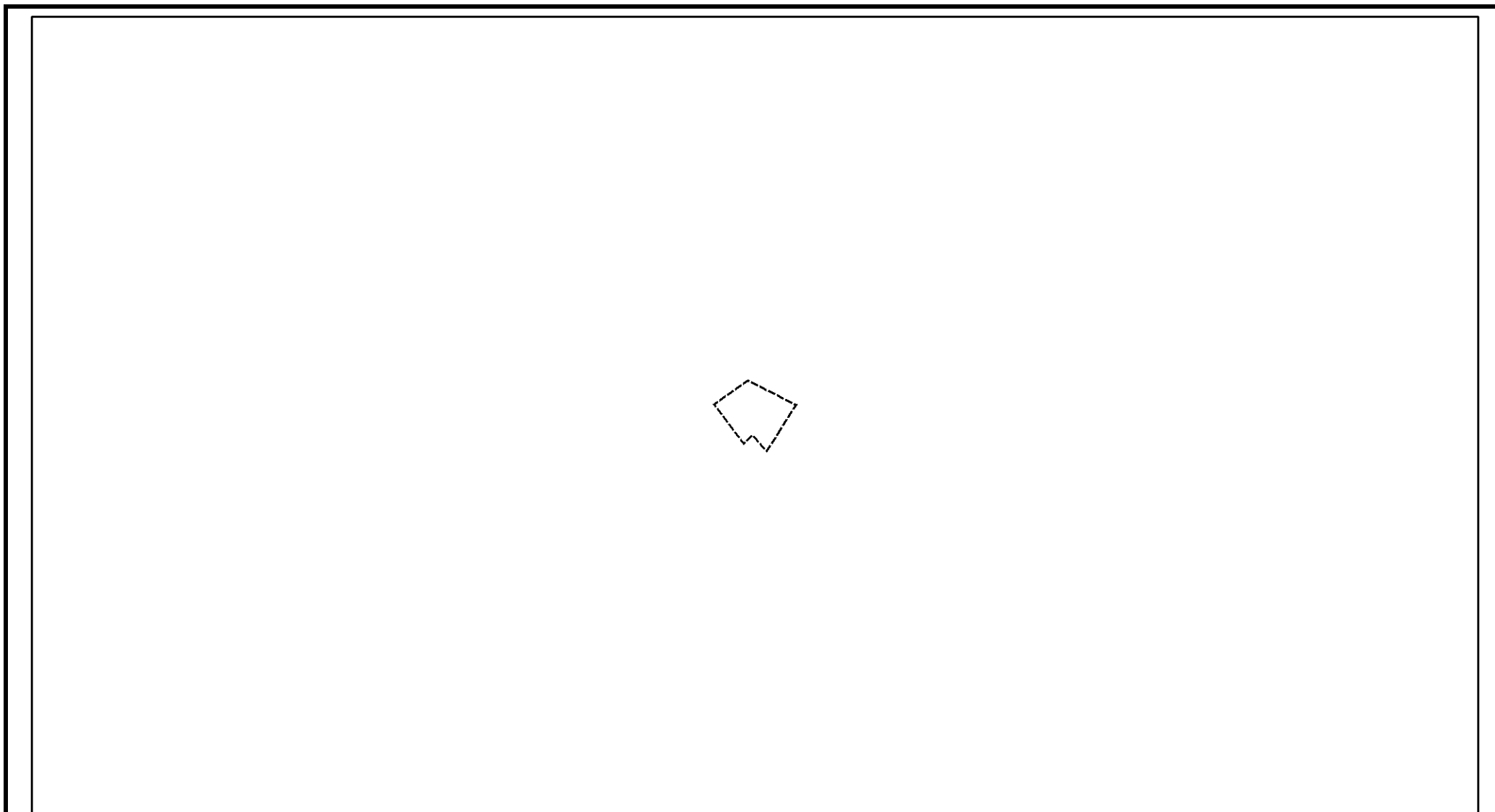


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:移動>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-6)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石などの堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-6)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉県中央区登戸5丁目、 稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	-									
2 ~ 3	-	-	-	-	-	-	-	-									

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-011K2076(-6)
	告示番号	千葉県告示第160号 千葉県告示第162号	箇所名	登戸2
	告示年月日	令和6年3月15日	所在地	千葉市中央区登戸5丁目、稲毛区緑町2丁目、美浜区幸町2丁目